

白糠町通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

2018年11月

白糠町通学路安全対策連絡協議会

1. プログラムの目的

白糠町では、平成24年6月に学校及び保護者等の協力のもと通学路の安全点検を実施し、いずれの箇所においても交通安全上は危険箇所が無い状況であり、また日頃から登下校時の交通安全指導員の配置や学校における交通安全指導、また、地域の見守り活動などにおいて通学路の交通安全の確保に努めてきたところであります。

通学路の安全点検においては、継続的に点検が必要なことはもちろんのこと、依然として全国で登下校中の不審者情報が後を絶たないことや平成30年6月に発生した大阪北部地震により登校中の小学生がブロック塀の倒壊に巻き込まれる事故が発生するなど、より一層視野を広げた中で通学路の安全確保に向けた取組を進めるため、関係機関の連絡体制を構築し、「白糠町通学路安全プログラム」を策定いたしました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図っていきます。

2. 白糠町通学路安全対策連絡協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下のメンバーで構成する「白糠町通学路安全対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置しました。

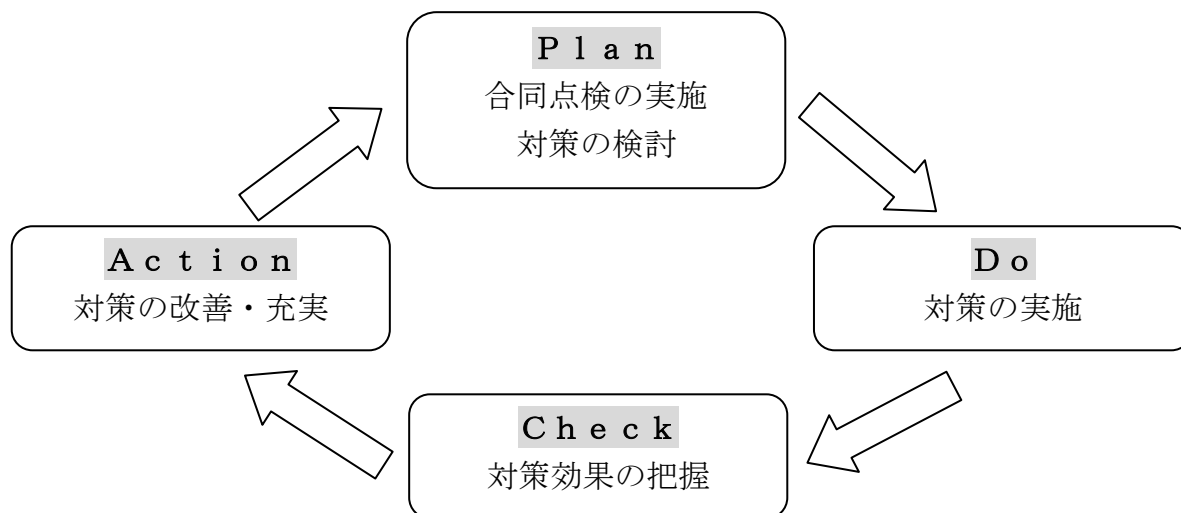
- ・北海道開発局釧路開発建設部
- ・北海道釧路総合振興局釧路建設管理部
- ・北海道釧路方面釧路警察署
- ・白糠町校長会
- ・白糠町PTA連合会
- ・白糠町経済部建設課
- ・白糠町保健福祉部町民サービス課
- ・白糠町教育委員会

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的な通学路の安全を確保するため、道路管理者等の関係機関が所掌する通学路の点検や学校からの報告などにより状況を把握し、必要に応じて危険箇所の合同点検を実施し、関係機関で連携・協議の上、当該箇所に対する効果的な対策を検討・実施していくとともに、効果の検証も行いながら対策の改善・充実を図ります。これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのP D C Aサイクル】



(2) 危険箇所の把握

学校は、コミュニティ・スクールの仕組みを活用するなどして、通学路上の危険な箇所の把握に努め、連絡協議会に危険箇所として報告します。

道路管理者等の関係機関は、定期の点検等により重点的な対策が必要な箇所がある場合は連絡協議会へ提示することができるものとします。

(3) 合同点検の実施 (P l a n)

連絡協議会は、学校からの報告や関係機関からの提示に基づき、早急に対策が必要な危険箇所、交通状況の変化や通学路の変更による新たな危険箇所など、緊急性や危険性などを勘案し、必要に応じて、学校、保護者、コミュニティ・スクール関係者、道路管理者、警察等が参加する合同点検を実施します。

(4) 対策の検討 (P l a n)

連絡協議会は、合同点検等の結果に基づき、安全対策が必要であると判断した場合には、危険箇所ごとに、具体的な対策を検討します。

(5) 対策の実施 (D o)

具体的な対策の実施にあたっては、連絡協議会は対策が円滑に進むよう、関係者間の連携を図ることとします。

(6) 対策効果の把握 (C h e c k)

連絡協議会は、合同点検の結果に基づく具体的な対策実施後の箇所について、対策効果の把握に努めます。

(7) 対策の改善・充実 (A c t i o n)

連絡協議会は、具体的な対策実施後も、合同点検や対策効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 継続した取組の実施

本プログラムは継続して取り組むことを目的としているため、P D C Aサイクルを確立させ、必要な対策を定期的 to 実施することとします。また、効率的・効果的に対策を実施するため、合同点検の実施時期・回数等は、危険箇所の状況等を踏まえて決定します。

5. 箇所図、対策一覧表の公表

連絡協議会は、点検結果や対策内容について、関係者間で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、白糠町ホームページにおいて公表するとともに、学校を通じて児童生徒、保護者及び学校関係者に周知します。